

令和5年8月23日
フォークリフト荷役技能検定2級
学科試験問題

【解答上の注意】

- 1 この学科試験問題は50問です。
- 2 解答用紙に受検番号と氏名を記入してください。
- 3 解答はすべて別紙解答用紙に記入してください。
- 4 すべて正誤形式の設問です。各設問の記述内容が正しいときは、解答用紙の「正」を、誤りのときは解答用紙の「誤」を○で囲むこと。
- 5 制限時間は40分です。

法令名等は、以下のとおり略記する場合があります。

安衛法：労働安全衛生法

労基法：労働基準法

安衛令：労働安全衛生法施行令

安衛則：労働安全衛生規則

フォーク規格：フォークリフト構造規格

荷役ガイドライン：陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日基発0325第1号)

- 1 安衛法は、労基法と相まって、職場における労働者の安全と健康の確保を図ることを目的としているが、快適な職場環境の形成を促進することもその目的としている。
- 2 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を、作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知しなければならない。
- 3 安衛法では、労働者を雇い入れたときは、その労働者が従事する業務に関する安全衛生のため必要な事項についての教育を行わなければならないとされている。
- 4 労働者が10人以上50人未満の事業場では、法令で定められた業種については安全管理者を選任しなければならない。
- 5 事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行わなければならないが、その従事する業務によっては、6月以内ごとに1回定期に健康診断を行わなければならない場合がある。
- 6 事業者は、フォークリフトについては、そのフォーク又はこれにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならないが、誘導員を配置したときは、この限りではない。
- 7 安衛法において定められている労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、又は死亡することをいうが、労働者がガス、蒸気等により疾病にかかった場合には、業務に起因するものでも、労働災害には含まれない。
- 8 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。
- 9 フォークリフトについては、荷の落下によりフォークリフトの運転者に危険を及ぼすおそれのないときを除き、基準に適合するヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。
- 10 フォークリフトの運転者が運転位置から離れるときは、例え短時間であっても、フォークを最低降下位置に下し、原動機を停止し、駐車ブレーキを確実にかけるなど、フォークリフトの逸走防止措置を講じなければならない。

- 1 1 ディーゼルエンジンは、ガソリンと空気との混合ガスを圧縮して、これに点火して得られる燃焼した力を回転エネルギーに変える装置である。
- 1 2 フォークリフト作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、①制動装置及び操縦装置の機能、②荷役装置及び油圧装置の機能、③車輪の異常の有無、④前照灯、後照灯、方向指示器および警報装置の機能について点検を行わなければならない。
- 1 3 フォークリフトの後車軸は、かじ取り車軸となっており、タイヤのかじ取り角は、自動車のかじ取り角と同様である。
- 1 4 フォークリフトにはドローバーピンが装備されているので、これを利用して台車等をけん引しても良い。
- 1 5 フォークリフトから乗り降りするときは、手すり、タラップ、ハンドル等を利用し、必ず右側から乗り降りする。
- 1 6 4サイクルエンジンとは、ピストンの上下運動によりクランクシャフトが2回転する間に、吸入、圧縮、燃焼、排気の4つの行程を行うエンジンをいう。
- 1 7 ガソリンエンジンは、シリンダー内に吸入した空気を高圧に圧縮して高温になった中に燃料を高圧で噴射し、燃料が空気の圧縮熱により自然着火し燃焼した力を回転エネルギーに変える装置である。
- 1 8 フォークリフトを発進する前に、リフトレバーを引いて、フォークを20cm以上上げ、荷の状態を確認することが必要である。
- 1 9 フォークリフトに装着する冷却ファンは、通常の自動車に比べて、車速が低く、走行時の風速によるラジエーターの冷却効果が少ないので、ファン枚数を増やし、外径は小さいものを装着している。
- 2 0 蓄電池式フォークリフトの充電時は塩素ガスが発生するので、換気のよい場所で充電しなければならない。

- 2 1 インナーマストはアウターマストのレールの役目をしている。アウターマストはリフトブラケットが上下するためのレールの役目をしている。
- 2 2 リフトブラケットは、前面にフォークを取り付けるフィンガーバーが溶接され、側面にはリフトローラーが取り付けられている。
- 2 3 マストでフリーリフト量とは、マストを垂直にし、マスト高さを変化させずにリフトブラケットを上げることができる最大揚高で、地面からフォーク水平部の上面までの高さをいう。
- 2 4 パレットを利用して物品を荷役・運搬し、保管したり輸送する作業方式をパレチゼーションという。
- 2 5 積荷をリフトした状態では、短時間の場合を除き、フォークリフトの運転席から離れてはいけない。
- 2 6 けたまたはけた板の長さ方向の寸法をパレットの長さといい、これと直角方向の寸法をパレットの幅という。
- 2 7 ばら物を運搬するために、パレットの上部の3面または全面に鉄板、パイプ、金網等による囲いを設けたものをボックスパレットといい、ボックスパレットに車輪のついたものをロールボックスパレットという。
- 2 8 1つの段では物品をすべて同じ方向に並べ、次の段では、90度方向を変えながら交互に積み重ねる方式を交互列積みという。
- 2 9 油圧ポンプはエンジンまたはモーターによって回転し、高圧油を送り出す、シリンダーなどの荷役装置の動力源である。もし、作動油タンクの油が少なくなると、ポンプが空気もいっしょに吸い込んで、騒音を発するようになる。
- 3 0 フォークリフトに使用する作動油に必要な特性は、粘度が高いこと、泡が立ちやすいこと、さびが生じにくいこと、などが挙げられる。

- 3 1 積荷状態で坂道を走行するときのフォークリフトの方向は、フォーク上の荷が坂の下方にあるようにする。
- 3 2 フォークリフトに荷を積んで走行するとき、積荷が大きく視界を阻害する場合には、後進で走行する。
- 3 3 パレットまたはスキッドにフォークを差し込むときは、フォークを根もとから少し手前まで差し込み、根もととフォークの先の間遊びを持たせることが必要である。
- 3 4 フォークリフトでフレキシブルコンテナを扱う際は、直接フォークに掛けるのではなく、できるだけパレット荷として荷役運搬を行う。
- 3 5 フォークの材質には上質の炭素鋼、特殊鋼が用いられているため、片荷になったり、フォークの先端で荷物をこじめるような操作をしても、変形して左右のフォークが不揃いになることはない。
- 3 6 力の3要素とは、力の大きさ、方向、作用点のことである。
- 3 7 1つの力を互いにある角度をなす2つ以上の力に分けることを力の分解といい、分けられたそれぞれの力を合力という。
- 3 8 荷重表の荷重中心とは、荷重の重心位置とフォークリフトの車体の重心との距離を意味している。
- 3 9 物体が動き出してから、働く摩擦力を運動摩擦力といい、その値は最大静止摩擦力より小さい。
- 4 0 慣性とは、外から力が作用しない限り、静止しているときは永久に静止の状態を続けようとし、運動しているときは永久にその運動を続けようとする物体の性質をいう。

- 4 1 労働安全衛生法（政令、省令を含む。）で、「はい」とは、倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集団のことをいい、小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷が積み重ねられたものは除かれる。
- 4 2 高さが2メートル以上のはいのはい崩しの作業をフォークリフト運転者が行っている場合に、別の作業員がその作業の一部を人力で補助している場合は、はい作業主任者の選任が必要である。
- 4 3 フォークリフト作業に従事する者は、厚生労働省の通達により、おおむね5年に1回フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育を受けることが望ましいとされている。
- 4 4 平成25年に厚生労働省が公表した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」は、陸上貨物運送事業の荷役災害等の労働災害を防止するためのもので、陸上貨物運送事業以外の業種については特に関係するものではない。
- 4 5 荷役作業を行う労働者に対して行う安全衛生教育の中には、危険予知訓練やリスクアセスメント教育があるが、両者の内容はほぼ同一のため、いずれか一方を実施すれば足りるものである。
- 4 6 フォークリフトを停車し、運転席から離れるときは逸走防止措置を確実に行う必要があるが、万一、フォークリフトが動き出したときは、人力で止めようとしたり、運転席に乗り込んで停止させようとしなないこと。
- 4 7 ロールボックスパレットは、かご台車、かご車などとも呼ばれ、荷役作業で多く使用されているが、労働災害の発生も多いことから、労働安全衛生法第59条に基づく特別教育を実施しなければならない。
- 4 8 荷役ガイドラインでは、ロールボックスパレット等を使用して人力で荷役作業を行う場合、重量が重いロールボックスパレット等は、2人で取り扱うことが望ましいとされている。
- 4 9 荷役作業における墜落・転落による労働災害を防止するため、墜落・転落の危険のある場所においては、飛来・落下物用保護帽を着用する。
- 5 0 厚生労働省が示している「職場における腰痛予防対策指針」では、一般的な腰痛の予防対策のほか、重量物取扱い作業や立ち作業等腰痛の発生の多い作業についても腰痛予防対策を示している。